

令和 7 年度 P T A 本部役員選出について

平素は、P T A 活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。
 さて表題の通り、令和 7 年度の本部役員を選出する時期となりました。
 本部役員の主な活動内容や選出基準を各ご家庭でご参照いただき、多くの方に立候補して
 いただきますようお願いいたします。

記

	役職	人数	任期
P T A 本部役員	会長	1 名	1 年
	副会長	3 名(内副 2 名・外副 1 名)	
	書記	2 名	
	会計	1 名	
	会計監査	1 名	2 年(2 年目は会計監査委員)
	補欠*	2 名	令和 7 年 9 月末まで

* 本部役員選出基準【3】補欠の選出方法をご参照ください。

【立候補届の注意事項】

立候補届の提出期限は、9月6日(金)です。

立候補された方には、9月11日(水)までに選考委員会より書面にてご連絡いたします。

通知のない場合には、お手数ですが9月13日(金)までに学校までご連絡ください。

なお、立候補者が多数いらっしゃった場合には、9月17日(火)に抽選会を開催する予定です。

会計監査につきましては、2年任期の為、現4年生以下にお子様がいらっしゃる方を選出対象としています。

ただし、現5年生、現6年生のお子様がいらっしゃる方でも、本校へ入学予定の弟妹がいるなど、任期中に
 いずれかのお子様が本校に在籍するならば、立候補は可能です。

【立候補にて決定しなかった場合】

立候補にて決定しなかった場合は、やむを得ず抽選にて決定することになりますのでご了承ください。

その場合は、本部役員は5年生(新6年生)の P T A 役員未経験の方々(会計監査は4年生(新5年生)の
 P T A 役員未経験の方々)が抽選対象者となりますので、重ねてご承知おきます。

※今回の役員選出につきましては、諸般の事情によりスケジュールが変更になる場合がありますので
 ご了承ください。

PTA本部役員の主な活動内容

会長	・PTA 役員会、評議委員会の議長 ・生駒市 PTA 協議会への出席および専門部活動 ・学校行事での保護者代表としての活動 ほか
副会長（内）	・PTA 役員会、評議委員会での司会進行 ・各専門部からの連絡窓口及び伝達 ほか
副会長（外）	・生駒市 PTA 協議会への出席および専門部活動 ・研修会、講習会の連絡伝達及び出席 ・次期 PTA 総会での司会進行 ほか
書記	・PTA 便りの発行 ・本部発行の書類作成・印刷・配布 ほか
会計	・収支計算、管理及び収支表の作成 ・学期末監査、来年度予算編成 ほか
会計監査（2 年任期）	・会計監査、来年度予算編成、会計の補佐、名簿管理 ほか

◆本部全体の活動◆

PTA 総会、役員会、評議委員会（拡大含む）、人権教育講演会、市Pなど各種講演会への参加、あすか野小学校卒業式、入学式など各種行事の準備 など

※その年により急な活動が入る場合があります、表記の限りではありません。

PTA 本部役員 選出基準

【1】PTA 本部役員の規定数

- * 会長 1 名、内副会長 2 名、外副会長 1 名、書記 2 名、会計 1 名、会計監査 1 名を選出する。
さらに、本部補欠を 2 名選出する。
- * 会計監査のみ 2 年任期であり、2 年目は会計監査委員を務める。
- * 市 PTA 協議会役員（市 P 役員）は必要年度に必要な人員を選出する。（令和 7 年度は選出なし）
- * 顧問は、学校長・会長経験者・学識経験者より会長が委嘱する。

【2】PTA 本部役員の選出方法

- * 立候補を第一とする。立候補者多数の場合は抽選により決定する。
- * 立候補、推薦等で決定できない場合は、現 5 年生（新 6 年生）の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。
- * 会長を含む役員就任に性別の規定は設けない。

【3】補欠の選出方法

- * 補欠は、立候補者抽選会で落選された方の中から希望者を募る。多数の場合は抽選、人数が満たなければ現 5 年生（新 6 年生）の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。
 - 本部補欠に選出された人は、学年委員・専門委員（生安委員を除く）・卒業準備委員（6 年生のみ）選出の対象であり、免除対象とはならない。
 - 本部補欠の有効期間は 9 月末までとする。

【4】PTA 本部役員に欠員が出た場合の対応（補欠の繰り上がり）

- * 解任の理由は、転校、委員の継続が不可能と認められる病気等、本部役員会で認められたものとする。
- * 会長が解任された場合、内副会長または外副会長が会長を務め、空いた副会長の役職に本部補欠があたる。
- * 会長以外の本部役員が解任された場合、空いた役職に本部補欠があたる。
- * 本部に昇格した本部補欠の人が委員に就いていた場合は以下の繰り上がり方法とする。
 - 学年委員であった場合、昇格した本部補欠の学年の補欠の中から話し合いまたは抽選で選出する。昇格した本部補欠が所属していた実行委員会へあたる。
 - 専門委員（広報・選考・運動会）であった場合、昇格した本部補欠の学年の補欠の中から話し合いまたは抽選で選出する。
 - 専門委員会や実行委員会の役職にあたっていた場合、委員の補欠繰り上がりに準ずる。
 - 卒業準備委員（6 年生のみ）であった場合、昇格した本部補欠と同学級の委員補欠が卒業準備委員に繰り上がる。
- * 繰り上がりの必要性は本部委員会にて任期期間中の仕事の残量を考慮した上で判断し、繰り上がりが必要な場合は選考委員会へ連絡する。

【5】PTA 本部役員の免除対象者

- ◆PTA 本部役員を経験した人（経験は家族単位とする。）
 - ◆市 PTA 協議会役員を経験した人（上中学校において同役員を 2 年経験した人も含む。
経験は家族単位とする。）
 - ◆以下の委員長を経験した人（経験は家族単位とする。）
 - 選考委員長、生安委員長、運動会委員長
 - 平成 22 年度以前の副生安委員長
 - 平成 24 年度以前の文化委員長・厚生委員長
 - 平成 25 年～令和 4 年度までのベルマーク長
 - 令和 4 年度以前の広報委員長
 - ◆当該児童に対し、以下の PTA 委員を経験した人
 - 広報委員、選考委員、生安委員、運動会委員、
学年委員（令和 5 年度以降広報委員長・ベルマーク長は、学年委員に含まれる）
 - ◆当該年度の幼稚園、中学校の PTA 本部役員に内定している人
 - ◆当該年度の幼稚園、中学校の地区委員長に内定している人
 - ◆当該年度の学童保育の会長、地域子ども会の会長・副会長、自治会の会長・副会長・部長に
内定している人
 - ◆当該年度の 4 月 2 日現在、未就学児がいる人
 - ◆父子家庭、母子家庭などの一人親家庭 [注 1]
 - ◆本人もしくはお子様の中に身体の不自由な方がいる人
 - ◆特別支援学級に入級している児童、もしくは入級していた卒業生のお子様がいる人
 - ◆外国出身のため日本語での意思疎通に困難を感じている人
 - ◆その他、選考委員会が免除対象とした人
- [注 1] 単身赴任中は含まない。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。

【6】PTA 本部役員経験による今後の免除要項

- *本部役員を経験した人は、今後、兄弟児童においてあすか野小学校でのすべての役員・委員が免除される。また、今後、兄弟児童において係活動も免除される。
- *市 P 役員（2 年任期）または市 P 会長を務めたものは、今後、兄弟児童において上中学校校区（上中学校、あすか野小学校、真弓小学校、あすか野幼稚園）でのすべての役員・委員が免除される。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。